

地域型（小規模）保育事業に係る連携施設の確保について

標記に関して、以下のとおり取り扱うことについてご審議ください。

1 地域型（小規模）保育事業に係る連携施設の確保について

(1) 概要

地域型（小規模）保育事業を行う事業者は、連携施設として、保育所や幼稚園等を確保し、保育機能を補完することが国の基準（家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準等）で求められている。

連携施設としての役割

①保育内容に関する支援

保育所や幼稚園等における保育・教育に関するノウハウの共有・提供等。

②代替保育の提供

職員が比較的少ない地域型（小規模）保育事業において職員の急病等により保育の実施が危ぶまれる場合の対応を円滑にするため。

③卒園児の受入

地域型（小規模）保育事業利用児は、3歳到達後に卒園するため、卒園後の受入を円滑にするため。

(2) 連携施設の確保に係る緩和措置

地域によっては、教育・保育需要や施設数等の関係上、連携施設がただちに確保できないことが考えられることから、連携施設について、令和6年度末までは確保しなくても良いとする措置（経過措置）のほか、保育所や幼稚園等ではない事業者を代替保育等の連携協力者として確保した場合には、連携施設を確保しなくてもよいとする措置（代替協力者確保措置）が、国の基準上とられている。

今般、経過措置について5年延長（令和11年度末まで）し、また、代替協力者確保措置について、適用を拡大するよう国の基準が改正（令和7年1月末）された。

2 札幌市の対応

(1) これまでの対応

札幌市では、前回（令和元年から2年にかけて）の国の基準改正当時、以下のとおり対応した。

連携施設を確保できていない施設が全体の1割程度あったため、「経過措置」を適用、札幌市の関係条例（※）に規定した。

「代替協力者確保措置」については、連携施設の確保は利用者の利便性向上に資するものであることであるなどといった観点から、市条例への適用は見送られた。

(2) 今般の国基準改正を受けての対応

現在、札幌市内の地域型（小規模）保育事業所は全て連携施設が確保できている。

また、連携施設の意義について、令和 2 年当時と現在とで重要性や役割が変化しているものではない。

以上の状況を踏まえ、改正後の経過措置（令和 11 年度末までの延長）及び代替協力者確保措置について、いずれも、札幌市としては適用しないこととしたい。

なお、今後、保育施設等の閉園により、地域型（小規模）保育事業所が、一時的に連携施設の確保ができなくなる状態が発生することが予想されるが、その場合には、ただちに連携施設を確保するよう必要な指導・助言を行うこととし、必要な助言・指導を行ったにも関わらず、連携施設の確保ができない施設が続出するような事態が発生した際には、今般の国の基準の改正内容について、関係条例に反映することも含めて検討することとしたい。

（参考）連携施設の確保免除（経過措置、代替協力者確保措置）に係る対照表

	（改正後）国の基準	（改正前）国の基準	現行の関係条例（※）
①保育内容に関する支援	一定の条件（保育内容支援連携協力者の確保等）の下、適用免除。	（規定なし）	免除に関する規定なし。 【札幌市方針】 引き続き規定を設けない。
②代替保育の提供	一定の条件（①代替保育連携協力者の確保又は②市町村が必要な措置を講じても協力者の確保が著しく困難）の下、適用免除。	一定の条件（代替保育連携協力者の確保）を満たした場合、適用免除。	従前から免除に関する規定は設けていない。 【札幌市方針】 引き続き規定を設けない。
③卒園児の受入	（現行通り）	一定の条件（①市町村が入所調整等に関し必要な措置を講じている又は②家庭的保育事業者等による連携施設の確保が著しく困難であるとき）を満たした場合、適用免除。	従前から免除に関する規定は設けていない。 【札幌市方針】 引き続き規定を設けない。
経過措置	省令施行から 15 年（令和 11 年度末まで）は連携施設を確保しないことができる。	省令施行から 10 年（令和 6 年度末まで）は連携施設を確保しないことができる。	10 年（令和 6 年度末）までは確保しないこと可 【札幌市方針】 経過措置の延長はしない。

（※）札幌市児童福祉法施行条例及び札幌市子ども・子育て支援法施行条例